

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等  
に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととする。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条第2項第2号関係）
2. この政令は、平成27年1月1日から施行することとする。